

①国名	Republic of Moldova (MD) (モルドバ共和国)				
②名称	State Agency on Intellectual Property (AGEPI)				
③所在地	24/1 Andrei Doga str, MD-2024, Chisinau, Republic of Moldova				
④連絡先	(電話) (373 22) 400 500		(FAX) (373 22) 440 119		
	(E-mail) office@agepi.md		(internet) <a href="http://www.agepi.gov.md">http://www.agepi.gov.md</a>		
⑤組織の長	Director General : Mr. Eugeniu Rusu				
⑥沿革	<p>(1) モルドバは、独立国家共同体(CIS)のメンバーであり、1991年12月27日に「工業所有権の保護に関する仮協定」(ミンクス協定)に署名し、このミンクス協定に基づき、ユーラシア特許条約のメンバー国となった。</p> <p>(2) モルドバにおいては、知財庁としてState Agency on Intellectual Property (SAIP)が設立されている。モルドバにおいては、1993年7月26日に工業所有権の保護に関する暫定規則が制定されたが、1995年に特許法(法律第461-VIII号)及び商標法(法律第588-XIII号)が、また1996年に意匠法(法律第991-XII号)が制定された。</p> <p>(3) この特許法、意匠法及び商標法は、その後、数回にわたって改正が行われている。最新の改正は、特許、実用新案及び意匠については2008年に法律第50-XVI号によって改正され、2008年10月4日に施行されている。また、商標については同じく2008年に法律第38-XVI号によって改正され、2008年9月6日に施行されている。</p> <p>(4) モルドバ知的財産庁(AGEPI)は、2012年4月16日にユーラシア特許条約から脱退した。</p>				
⑦所管	特許権、意匠権、商標権、著作権、集積回路の回路配置、原産地表示、植物品種				
⑩加盟条約	WIPO 1991/12/25	ベルヌ 1995/11/2	ブリュッセル 2008/10/28	フィルム登録	マドリッド(原産地表示) 2001/4/5
	ナイロビ(オリンピック) 1991/12/25	パリ 1991/12/25	PLT 2005/4/28	レコード保護 2000/7/17	ローマ 1995/12/5
	シンガポール 2009/3/16	TLT 1996/8/1	ワシントン	WCT(著作権) 2002/3/6	WPPT(演奏及びレコード) 2002/5/20
	ブタペスト 1991/12/25	ヘーグ			リスボン
		ロンドンアクト	ヘーグアクト 1994/3/14	ジュネーブアクト 2003/12/23	2001/4/5
	マドリッド(標章) 1991/12/25	マドプロ 1997/12/1	PCT 1991/12/25	ロカルノ 1997/12/1	ニース 1997/12/1
	ストラスブール 1998/9/1	ウィーン 1997/12/1	WTO 2001/7/26		

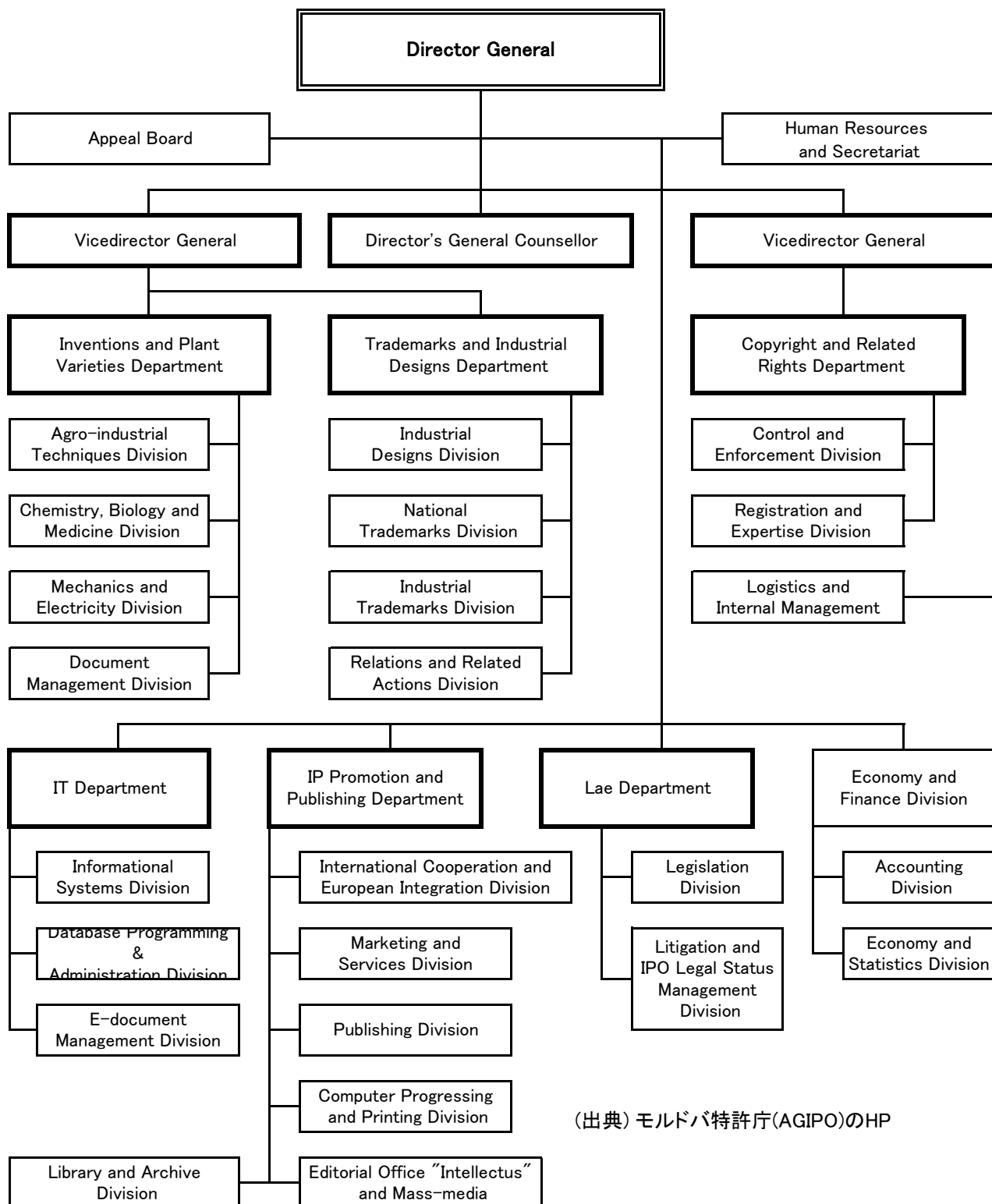
①国名	Republic of Moldova (MD) (モルドバ共和国)					
①統計データ	出願件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	100	96	76	59
		(内 外国出願)	15	11	12	10
		(内 日本から)				
		(内 PCTルート)	7	8	6	6
	実用新案	全数	138	158	116	102
		(内 外国出願)	1	6	1	1
	意匠	全数	311	232	205	209
		(内 外国出願)	227	167	145	163
		(内 日本から)	2	2	1	
	商標	全数	4,459	4,713	4,850	4,055
		(内 外国出願)	3,196	3,063	3,174	2,763
		(内 日本から)	47	48	82	54
	登録件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	57	44	69	43
		(内 外国出願)	28	11	12	11
		(内 日本から)		1		
		(内 PCTルート)	25	11	11	11
	実用新案	全数	79	89	109	87
		(内 外国出願)	1	1	5	1
	意匠	全数	224	250	172	193
		(内 外国出願)	190	190	127	152
		(内 日本から)	2	2		
商標	全数	4,486	4,222	4,163	4,482	
	(内 外国出願)	3,634	3,275	3,154	3,347	
	(内 日本から)	69	42	58	103	
出典:WIPO IP Statistics						

① 国名

Republic of Moldova (MD)  
(モルドバ共和国)

⑫ 組 織

〈組織図〉 モルドバ特許庁は、政府行政庁(Government of the Republic of Moldova)の下部組織である。



(出典) モルドバ特許庁(AGIPO)のHP

①国名	Republic of Moldova (MD) (モルドバ共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2008年10月4日施行(2008年法律No.50-XVI)
	③地理的効力の範囲	モルドバ国内のみ (特許法第2条(1)、(2))
	④他国制度との関係	EPOで付与された欧州特許のモルドバにおける認証(権利化)が可能。
	⑤出願人資格	発明者又はその承継人(自然人、法人) (特許法第13条、同第14条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。海外居住者は国家当局に登録した弁理士を選任しなければならない。 (特許法第86条(1)、(2))
	⑦出願言語	モルドバ語。願書及び明細書は外国語でもできるが、出願後、2月以内に翻訳分を提出しなければならない。 (特許法第32条(1)、(2)、(3))
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。医薬については、最長5年の延長制度がある。 (特許法第18条(1)、同第69条)
	⑨新規性の判断基準	「内外国公知」、「内外国刊行物」 (特許法第8条(2))
	⑩グレースピリオド*	有。次のケースが規定されている。 (1)出願人又は前権利者に関する権利の濫用による開示の場合は開示日から12月。 (2)出願人又は前権利者に関する特定の博覧会での展示による開示の場合は、開示日から6月。 (特許法第9条(1))
	⑪非特許対象	(1) 発見、科学的理論及び数学的方法 (2) 美的創作物 (3) 精神的活動を行い、遊戯を行い、又は事業を行うために計画、規則及び方法、並びにコンピュータ・プログラム。 (4) 情報の提示。 (以上、特許法第6条(2)) (5) 公序良俗に反する発明(人間及び動植物の生命に有害な発明及び環境に重大な悪影響を与える恐れがある発明を含む。さらに、人間をクローンする方法や人間の胚の商業的目的での使用等も広く含む。 (6) 動植物の品種。 (7) 動植物を生産するための本質的に生産学的方法。 (8) 人体に関する発明、及び遺伝子の配列又は配列の部分のみを含み、人体の要素の単なる発見。 (以上、特許法第7条(1)、(2))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (特許法第51条(1))
	⑬審査請求制度の有無	有。出願日から30月。審査請求書を提出しないと取り下げと看做される。 (特許法第51条(2))
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日から18月経過後に公開される。また、請求により、18月前であっても公開される。 (特許法第49条(1)、(2))
	⑯異議申立制度の有無	有。何人も、特許付与の公告の日から6月以内に異議を申立てることができる。 (特許法第57条(1))
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度ではないが、何人も特許の無効を裁判所に提訴することができる。また、提訴は権利が終了した後でも行える。(特許法第65条(1)~(3))
	⑱実施義務	有。出願日から4年又は権利付与から3年の何れか遅い方の期間の満了後は、不十分な実施の場合は強制実施許諾の請求の対象となる。 (特許法第28条(1))

①国名	Republic of Moldova (MD) (モルドバ共和国)	
⑱費用 単位 MDL (モルドバ・レウ)	[出願から登録までに掛かる費用]	
	出願料	150 MDL
	審査料	500 MDL
	登録料	200 MDL
	[特許権維持に掛かる費用]	
	年金	
	1年－5年次	100 MDL(毎年)
	5年－10年次	300 MDL(毎年)
11年－15年次	500 MDL(毎年)	
16年－20年次	700 MDL(毎年)	
⑳料金減免措置の有無	無。	
㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	国際調査報告書又は国際予備審査報告書が作成されている場合、審査料は1/2(250MDL)に減額される。	

①国名	Republic of Moldova (MD) (モルドバ共和国)	
②最新実新案法の施行年月日	2008年10月4日施行(2008年法律No.50-XVI)	
③地理的効力の範囲	モルドバ国内のみ	(特許法第2条(1)、(2))
④他国制度との関係	無。	
⑤出願人資格	考案者又はその承継人(自然人、法人)	(特許法第13条、同第14条)
⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。海外居住者は国家当局に登録した弁理士を選任しなければならない。 (特許法第86条(1)、(2))	
⑦出願言語	モルドバ語。願書及び明細書は外国語でもできるが、出願後、2月以内に翻訳分を提出しなければならない。	(特許法第32条(1)、(2)、(3))
⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日から6年。また、この存続期間については出願日から5年6月以内に調査請求を行うことにより、最長4年延長することができる。 (特許法第18条(2))	
⑨新規性の判断基準	「内外国公知」、「内外国刊行物」 (特許法第8条(2))	
⑩グレースピリオド*	有。次のケースが規定されている。 (1)出願人又は前権利者に関する権利の濫用による開示の場合は開示日から12月。 (2)出願人又は前権利者に関する特定の博覧会での展示による開示の場合は、開示日から6月。 (特許法第9条(1))	
⑪不登録対象	(1) 発見、科学的理論及び数学的方法 (2) 美的創作物 (3) 精神的活動を行い、遊戯を行い、又は事業を行うために計画、規則及び方法、並びにコンピュータ・プログラム。 (4) 情報の提示。 (以上、特許法第6条(2)) (5) 公序良俗に反する発明(人間及び動植物の生命に有害な発明及び環境に重大な悪影響を与える恐れがある発明を含む。さらに、人間をクローンする方法や人間の胚の商業的目的での使用等も広く含む。 (6) 動植物の品種。 (7) 動植物を生産するための本質的に生産学的方法。 (8) 人体に関する発明、及び遺伝子の配列又は配列の部分のみを含み、人体の要素の単なる発見。 (以上、特許法第7条(1)、(2)) (9) 生物学的材料 (10) 科学的又は薬学的な物質及び方法 (以上、特許法第12条(3))	
⑫実体審査の有無及び審査事項	無。※方式審査、及び産業上の利用性、技術的又は実際的な利点の有無、並びに不登録対象のものか否かについての審査は行われる。 (特許法第52条(2))	
⑬審査請求制度の有無	無。 (特許法第51条(8))	
⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。	
⑮出願公開制度の有無	無。	
⑯異議申立制度の有無	有。何人も権利付与の公告の日から6月以内に異議を申立てることができる。 (特許法第57条(1))	
⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度ではないが、何人も権利の無効を裁判所に提訴することができる。また、提訴は権利が終了した後でも行える。 (特許法第65条(1)~(3))	
⑱実施義務	有。出願日から4年又は権利付与から3年の何れか遅い方の期間の満了後は、不十分な実施の場合は強制実施許諾の請求の対象となる。 (特許法第28条(1))	

① 国名	Republic of Moldova (MD) (モルドバ共和国)		
⑱ 費用 単位 MDL (モルドバ・レウ)	[出願から登録までに掛かる費用]	出願料 150 MDL	
		審査料 300 MDL	
		登録料 200 MDL	
		[特許権維持に掛かる費用]	年金
			1年次 50 MDL
			2年次 50 MDL
			3年次 75 MDL
			4年次 75 MDL
			5年次 75 MDL
			6年－10年次 100 MDL(毎年)
⑳ 料金減免措置の有無	無。		
㉑ PCTにおける国内料金減額措置の有無	国際調査報告書又は国際予備審査報告書が作成されている場合、審査料は1/2(150MDL)に減額される。		

①国名	Republic of Moldova (MD) (モルドバ共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2008年10月4日施行(2008年法律No.50-XVI)
	③地理的効力の範囲	モルドバ国内のみ (意匠法第4条(2))
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	創作者又はその承継人(自然人、法人)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。海外居住者は、国家当局に登録した弁理士を選任しなければならない。 (意匠法第31条(2)、(3))
	⑦出願言語	モルドバ語。 (意匠法第30条(2))
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。5年毎に、最長25年まで延長できる。 (意匠法第13条(1))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (意匠法第7条、同第10条)
	⑩グレース・ピリオド	有。次のケースが規定されている。期間は、何れも12月。 (1)創作者又は承継人による開示 (2)創作者又は承継人から知得した第三者による開示 (意匠法第10条(3))
	⑪不登録対象	(1) 技術的機能によって定まる意匠。 (2) 厳密に同じ形状、同じ寸法に再現されることが要求される物品の意匠。 (3) 公序良俗に反する意匠。 (意匠法11条)
	⑫実体審査の有無	有。 (意匠法第47条(1))
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	無。
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(ロカルノ協定に加盟している) (意匠法第32条(2)(d))
	⑲出願公開制度の有無	無。
	⑳秘密意匠制度の有無	有。出願日又は優先日から30月以内で期間を指定できる。 (意匠法第43条(2))
	㉑異議申立制度の有無	有。利害関係者は、公開の日から3月以内に異議を申立てることができる。 また、第三者は「情報提供」を行うことができる。 (意匠法第45条、同第44条)
	㉒無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、利害関係者は意匠の登録無効を裁判所に提訴することができる。 (意匠法第56条(1))



①国名	Republic of Moldova (MD) (モルドバ共和国)															
	㉓登録表示義務	無。														
	㉔費用 単位 MDL (モルドバ・レウ)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="544 293 1503 394"> <tr> <td>出願料</td> <td>50 MDL</td> </tr> <tr> <td>審査料</td> <td>200 MDL</td> </tr> <tr> <td>登録料(5年間)</td> <td>250 MDL</td> </tr> </table> <p>[意匠権維持に掛かる費用]</p> <p>存続期間更新料(2回目、3回目、4回目、5回目の各5年間)</p> <table border="1" data-bbox="544 490 1503 618"> <tr> <td>第2回目の5年間</td> <td>300 MDL</td> </tr> <tr> <td>第3回目の5年間</td> <td>300 MDL</td> </tr> <tr> <td>第4回目の5年間</td> <td>300 MDL</td> </tr> <tr> <td>第5回目の5年間</td> <td>300 MDL</td> </tr> </table>	出願料	50 MDL	審査料	200 MDL	登録料(5年間)	250 MDL	第2回目の5年間	300 MDL	第3回目の5年間	300 MDL	第4回目の5年間	300 MDL	第5回目の5年間	300 MDL
出願料	50 MDL															
審査料	200 MDL															
登録料(5年間)	250 MDL															
第2回目の5年間	300 MDL															
第3回目の5年間	300 MDL															
第4回目の5年間	300 MDL															
第5回目の5年間	300 MDL															
	㉕料金減免措置 の有無	無。														

①国名	Republic of Moldova (MD) (モルドバ共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2008年9月6日施行(2008年法律No.38-XVI)
	③地理的効力の範囲	モルドバ国内のみ。 (商標法第3条柱書)
	④他国制度との関係	無。
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標、証明商標 (商標法第51条、同第58条)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、色の商標、三次元商標、結合商標 (商標法第5条)
	⑦出願人資格	自然人及び法人 (商標法第28条(1))
	⑧権利付与の原則原則	先願主義 (商標法第28条(1)(a))
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。海外居住者は国家当局に登録した弁理士を選任しなければならない。 (商標法第29条(2)、同第2条)
	⑪出願言語	モルドバ語 (商標法第28条(3))
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願の日から10年。その後10年毎に更新できる。 (商標法第15条)
	⑬グレースピリオド	無。
	⑭不登録対象	(1) 識別性のない標章。 (2) 商品/役務の形状、質、価値、産地等を示すために商品取引において用いられている表示のみから標章。 (3) 商品取引において、普通に用いられるようになっている標識のみからなる標章。 (4) 商品の形状であって、その商品の機能を確保するために必要な形状の実からなる標章。 (5) 公序良俗は反し、又は国家の印象、公共の利益を害する標章。 (6) 産地又は品質に混同を生じさせる恐れがある標章。 (7) 国の紋章、旗等、国際/政府間機関の名称等を模倣する標章、その他、パリ条第6条の3の規定により保護されない標章。 (8) 宗教的象徴、その他、象徴的意義のあるものを模倣する標章。 (9) ぶどう酒、その他アルコール飲料を特定するために用いられる地理的表示、又はモルドバ国の領域内で保護されている地理的表示若しくは原産地表示に同一/類似の表示を含む標章。 (以上、商標法第7条) (10) 既に登録されている商標と商品/役務が同一で標章が同一である標章。 (11) 既に登録されている商標と商品/役務が同一/類似で、かつ標章が同一/類似で同一で、既に登録されている商標との関連性を想起させる恐れがある標章。 (12) 既に登録されている周知商標と標章が同一/類似、商品/役務が非類似であるが、その使用が、不法な利益をもたらすか、誤登録周知商標を害する恐れがある標章。 (以上、商標法第8条(1))
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。モルドバ国内の関連する産業分野において出願日前に周知であるものは保護される。 (商標法第32条(4)、(5))
	⑰一出願多区分制度の有無	有。 (商標法第30条(6))
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。 (商標法第41条(1)、(2))

①国名	Republic of Moldova (MD) (モルドバ共和国)													
⑱審査請求制度の有無	無。													
⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。													
㉑出願公開制度の有無	有。出願は、出願日から3月以内に公告(公開)される。 (商標法第38条)													
㉒異議申立制度の有無	有。利害関係人は、公告日から3月以内に異議を申立てることができる。 また、第三者は情報提供を行うことができる。 (商標法第40条(1)、同第39条)													
㉓無効審判制度の有無	無。何人も、無効を裁判所に申立てることができる。 (商標法第21条(1)、第22条(1))													
㉔不使用取消制度の有無	有。5年。継続して5年間不実施は、不使用取消の対象となる。 (商標法第14条(1))													
㉕商標分類	国際分類(ニース分類/第10版)を採用している。(ニース協定に加盟している)													
㉖図形要素の分類	無。													
㉗譲渡要件	無。営業の譲渡を伴わずに商標権を譲渡することができる。 (商標法第26条(2))													
㉘費用 単位 MDL (モルドバ・レウ)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="555 940 1524 1041"> <tr> <td>出願料</td> <td>50 MDL</td> <td></td> </tr> <tr> <td>審査料</td> <td>200 MDL(1クラス)</td> <td>50 MDL(2超の各クラスにつき)</td> </tr> <tr> <td>登録料</td> <td>350 MDL</td> <td></td> </tr> </table> <p>[商標権維持に掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="555 1131 1524 1176"> <tr> <td>更新料(10年間)</td> <td>400 MDL</td> <td></td> </tr> </table>		出願料	50 MDL		審査料	200 MDL(1クラス)	50 MDL(2超の各クラスにつき)	登録料	350 MDL		更新料(10年間)	400 MDL	
出願料	50 MDL													
審査料	200 MDL(1クラス)	50 MDL(2超の各クラスにつき)												
登録料	350 MDL													
更新料(10年間)	400 MDL													
㉙料金減免措置の有無	無。													